

後期高齢者医療制度からのお知らせ

令和5年度 保険証(被保険者証)の

一斉更新について

■問合せ

住民課国保医療グループ (☎ 74-3002)
北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)



新しい
保険証は
黄色



■保険証が新しくなります!! (橙色→黄色)

現在、使われている橙色の保険証の有効期限が7月31日で満了となるため、8月以降は使えなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、届いたら黄色の保険証をお使いください。

- ※ 1 新しい保険証の有効期限は令和6年7月31日です。
- ※ 2 破損、汚損した場合は住民課国保医療Gで再交付します

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証) 限度証(限度額適用認定証)も新しくなります!! (水色→黄緑色)

現在、使用中の水色の減額認定証と限度証の有効期限が7月31日で満了となり、8月以降は使えなくなります。引き続き交付対象となる人は、7月中に減額認定証と限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証と限度証をお使いください。新たに必要になる人は、次の交付要件を確認の上、住民課国保医療グループへ申請してください。※有効期間は1年間です。

新しい
減額認定証
と限度証は
黄緑色



減額認定証の交付対象は、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する人です

区分Ⅰ

- 世帯全員が住民税非課税である人のうち、次のいずれかに該当する人
 - 世帯全員の所得が0円の人(公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除)
 - 老齢福祉年金を受給している人

区分Ⅱ

世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない人

限度証の交付対象は、次の3区分のうち現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する人です

現役並みⅠ

現役並みⅡ・Ⅲに該当しない3割負担の人と、その人と同一世帯にいる被保険者

現役並みⅡ

現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その人と同一世帯にいる被保険者

現役並みⅢ

住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その人と同一世帯にいる被保険者

